



回覧

令和2年9月17日

岡山市消費生活センター

必要のない住宅修理工事の勧誘に注意！

事例：

今朝業者が訪問してきて、「近くで工事をしている。お宅の屋根の釘が抜け、瓦が浮いている。修理しましょうか。」と言われた。数か月前に、屋根の点検をして異常がないことを知っていたので、その事を伝えるとそそくさと帰って行った。情報提供する。

(30歳代 女性)



※消費者庁イラスト集より

※独立行政法人国民生活センター報道発表資料参照



トラブルにあわないためのアドバイス



- 住宅修理工事については、勧誘されても、すぐに契約をするのはやめましょう。複数の業者から見積もりを取り、比較することが大切です。修理が必要でない場合は、きっぱりと勧誘を断るようにしましょう。
- 「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に、「このままでは大変なことになる」などと消費者の不安をあおって、工事などの契約を結ばせる手口も見られます。一度契約すると次々と別の契約を迫られるケースもあります。たとえ「無料で点検」と言わっても簡単に応対しないようにしましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合は、法定の契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、工事完了後でもクーリング・オフができます。不安に思った場合やトラブルになった場合には、早めに消費生活センターにご相談ください（消費者ホットライン188も使用できます）。

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



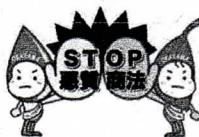
LINEアプリを起動し、
[友だち追加] > [QRコード] で
左のQRコードを読み取ってください。
※QRコードの商標はデンソーウエーブの登録商標です。

岡山市消費生活センター

電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

岡山県消費生活センター

または	電話	(086) 226-0999
	相談日	火曜～日曜
	時間	9時～16時30分



えっ！通信販売 クーリング・オフできないの？

事例：

ネット通販で靴を購入した。
サイズが小さかったので交換を希望したが、合うサイズがなく、「返品はできない」と言われた。
注文前に、「返品できない」との表示は目に入らなかった。
クーリング・オフできないのか。
(80歳代 男性)



※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第357号より抜粋



トラブルにあわないためのアドバイス

- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。
- 「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。
- 通信販売で、商品等を購入する際は、事前に返品の可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- よく分からぬ場合は、早めに消費生活センターにご相談ください（消費者ホットライン188も使用できます）。

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち追加] > [QRコード] で
左のQRコードを読み取ってください。
※QRコードの商標はデンソーウエーブの登録商標です。

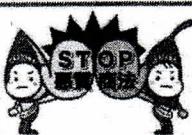
岡山市消費生活センター

電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

岡山県消費生活センター

電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分

または



令和2年度上半期(4月～9月)の 消費生活相談の概要がまとめました！

【特徴】

- 1.相談件数は2,169件で、前年度同期1,902件から267件増加。
- 2.新型コロナウイルス関連の消費生活相談が250件。
※特別定額給付金をはじめとした国の施策についての問い合わせや、社会不安、マスク等衛生品の販売方法についての苦情等が多い。
- 3.相談内容は、商品一般(商品が特定できない架空請求等)の相談が最多。インターネット通販関連の相談が急増！。
※健康食品、化粧品、保健衛生品、放送・コンテンツ等のトラブルが多い
(例示合計⇒ R2上半期:368件／前年同期:234件)。
- 4.トラブルになった金額は3.9億円と、前年同期4.6億円から減少。

【解説】

新型コロナウイルス関連の相談が多く寄せられ、相談の総件数も増加しています。また、インターネット通販トラブルの増加も見逃せません。感染防止のための外出自粛により、インターネット通販の利用が増えたことが関係している可能性があります。具体的には、「お試しで1回だけのつもりで通信販売を利用して健康食品や化粧品を購入したが、しばらくたって2回目・3回目の商品が届き、高額請求を受けた。」といった、いわゆる『定期購入』によるトラブルの割合が多くなっています。

みなさんの身近なところでも、トラブルに巻き込まれる方がいらっしゃるかもしれません。一人で悩まず、ご近所でも声を掛け合って、消費者トラブルに遭わないよう気を付けましょう。少しでも不審に感じた時は、消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン188も使用できます)。



概要の詳細についてはこちらの
QRコードからアクセス！



LINEで情報発信！

アカウント名:岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
【友だち追加】>【QRコード】で
左のQRコードを読み取ってください。
※QRコードの商標はデンソーウエーブの登録商標です。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

岡山県消費生活センター	
または	電話 (086) 226-0999
	相談日 火曜～日曜
	時間 9時～16時30分